

## 勝山小学校跡地活用事業者選定会議開催要綱

### (目的)

第1条 勝山小学校跡地活用事業者選定会議（以下「会議」という。）は、大阪市生野区役所が実施する「勝山小学校跡地活用事業」にあたり、「生野区西部地域の学校跡地を核としたまちづくり構想」及び「勝山小学校跡地活用計画」に最も則した事業者を選定するため、有識者による公平かつ適正な審査を行うために開催する。

### (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 審査基準に関すること
- (2) 提案内容の審査に関すること
- (3) その他事業者選定に関して必要なこと

### (会議の委員)

第3条 委員は、次に掲げる分野を考慮のうえ、外部有識者から生野区長が依頼する。

- (1) まちづくりに関すること
- (2) 建築に関すること
- (3) 防災に関すること
- (4) 地域コミュニティに関すること
- (5) 経営に関すること

### (座長)

第4条 会議に座長をおき、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、座長が召集する。

### (開催期間)

第6条 会議の開催期間は、勝山小学校跡地活用事業者が選定されるまでの間とする。

### (委員の守秘義務)

第7条 委員は、会議の職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、生野区役所地域まちづくり課において行う。

(施行細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。